

くらしと福祉・平和を守るため 今年もがんばります



第2子以降の 保育料が無料に 共産党の提案実現



4月から保育園・幼稚園の第2子以降の保育料が所得制限を設けず無料となります。日本共産党は、2009年から予算委員会で、第2子以降の保育料を無料にする予算の修正案を提出してきましたが、他会派の賛成を得られず、実現していませんでした。これまでの提案が実現しました。第2子以降であっても、認証保育園に入園している園児は対象とならないなど課題が残されています。これからはすべての子育て世代の第2子以降の保育料が無料になるよう取り組んでいきます。

婚姻歴のない ひとり親世帯への 寡婦(寡夫)控除の 「みなし適用」が実現



ひとり親世帯のうち、配偶者と死別または離婚した世帯は税法上の寡婦(夫)控除が適用され、区の保育園・幼稚園の保育料や区立・区営住宅等の利用料が軽減されています。同じひとり親でも婚姻歴のない世帯は対象から外されてきました。これまでも「婚姻歴のない世帯も対象とするよう」質問で取り上げて来ましたが、昨年の12月24日の保健福祉常任委員会に4月1日より対象とする旨報告されました。

障害者の入所施設が計画計上されました

障害者の入所施設は、新橋のはつらつ太陽1カ所でした。障害児者の保護者の方たちからは、在宅で介護ができなくなっても、住み慣れた港区で生活できるように、新たな入所施設を作ってほしいとの強い願いがあります。こうした声を受けて、これまでも議会で取り上げてきました。

今回発表された、港区基本計画(素案)の後期計画(H30年~32年)に建設するとの計画が計上されました。緊急一時保護施設も併設した施設になる計画です。一日も早く入所施設の建設を待っている保護者の願いにこたえられるよう、前倒しで実施することを提案しています。

特別養護老人ホームの建設が 計画計上されました

待機者解消に 一歩前進です

特別養護老人ホームの待機者は400人を超えています。4月からは「ありすの杜」に18床の増床が実現しますが、それでも足りません。在宅介護は、介護者も高齢化しており、多くの方たちが入所を待っています。

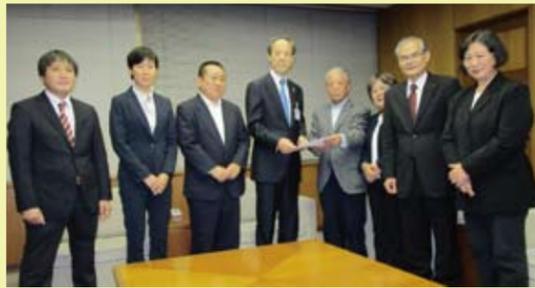
今年度からの基本計画(計画期間6年)に1カ所の計画が計上されましたが、開設時期は後期(H30年~32年)となっています。一日も早く実現できるよう取り組んでまいります。

緊急要望書を区長に提出

共産党港区議員団は日本共産党港地区委員会とともに、11月21日に、港区長へ緊急要望書を提出しました。

アベノミクスによる円安、物価の値上げ、そのうえ消費税増税によってGDPの2期連続マイナス、実質賃金の15ヶ月連続マイナスなどで区民生活が大変になっています。

とりわけ生活の大変な子育て世帯、高齢者世帯に対し、「こどもたちに豊かな育ちを保障するために」「漂流する高齢者をひとりもつくらないために」とする、22項目の緊急要望となっています。



困ったときはすぐ相談を 区議会議員がご相談に応じます



大滝 実

区民文教常任委員/行財政等対策委員/防災・エレベーター等対策委員/東京オリンピック・パラリンピック対策委員/副幹事長



沖島 えみ子

総務常任委員/交通・環境等対策委員



風見 利男

建設常任委員/まちづくり・子育て等対策副委員長/東京オリンピック・パラリンピック対策委員/議会運営委員/幹事長



熊田 ちづ子

保健福祉常任委員長/まちづくり・子育て等対策委員/防災・エレベーター等対策委員/議員団長

日本共産党 港区議員団ニュース

2015年1月号
発行: 日本共産党港区議員団
〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25
TEL: 03-3578-2945
FAX: 03-3578-2947
メール
mail@jcp-minatokugidan.gr.jp
ホームページ
http://www.jcp-minatokugidan.gr.jp



「地元建設業関連事業者および従事者の緊急対策を求める請願」を採択

東日本大震災の復興、防災、インフラの老朽化対策や維持管理、耐震化など、建設業が果たす役割が増大しています。にもかかわらず、受注競争の激化、ダンピング受注によって、地域の建設業者は疲弊し、若年入職者が激減し続け、このままでは建設

産業そのものが成立しない事態が進行しています。そのため緊急対策を求める請願が、港区建設業防災協議会、港土木防災協力会、港区電設防災

協力をなど6団体から提出されました。請願代表者からは「入札に参加しやすい状況を作り出してほしい」、「港区の仕事をもらいたい」、「他区と比べて地元優先があまり感じられない」、「他区への移転を考えているところもある」など切実な声が出され、請願は、全会一致で採択されました。



ままでは建設産業そのものが成立しない事態が進行しています。そのため緊急対策を求める請願が、港区建設業防災協議会、港土木防災協力会、港区電設防災

自転車シェアリング



「みなとパーク芝浦」に自転車シェアリングサイクルポートが設置されました。

「白ガス管の交換費用助成を」事故が起きてからでは取り返しがつかない

白ガス管は亜鉛メッキをした旧式のガス管で、土中に埋設すると次第に亜鉛メッキが溶け出し、腐食でガス漏れが起こる危険性があります。

家庭敷地内の管の交換については、ガス事業者が個人資産だとして交換費用の全額負担を要求していることからなかなか進みません。



首都直下型地震が切迫する中、地中にある腐食したガス管は、火災の原因となる危険な存在です。

①国や東京都に、個人宅も含めた白ガス管の交換の助成制度の実施を求めること。②東京ガスに対し、区内の白ガス管の供給管の早期交換を要請すること。③区として白ガス管の交換費用助成制度を創設すること。を求めます。

建築紛争を未然に防ぐための提案



「説明会にあたっての『留意事項』」事業者に徹底を

建築紛争をめぐって請願が多く提出されます。そこで大きな問題になっているのが、説明会報告書の受理です。

業者が「説明会報告書」を提出すれば、どういう説明会が行われたかのチェックもなしに受理。受理すると、「確認申請」手続きを行えることとなります。

港区発行の「建設主・事業者への『説明会への留意事項』」で「計画の説明に際しては、説明する相手への十分な心遣い、配慮をもつて行ってください。近隣住民は大部分が建築に

対して専門家ではありませんから、形式的な説明でなく、理解不足や誤解が生じないよう適切な資料に基づいて分かりやすく丁寧な説明することが大事です」と書かれています。

事業者は、「留意事項」を守るどころか、一方的に説明し、質問してもまともに答えようとしないのが実態です。

どうすれば住民の意見が反映するようになるのか、①建築主・事業主に「説明会の開催にあたっての留意事項」を徹底し、遵守させること。②「説明会」の開

催は、看板設置から20日以降、30日以内に開催するよう要すること。③説明会には双方がテープレコーダーなどをもち、業者がテープを基に正確な報告書を作成し、住民の確認を受けること。④「説明会報告書」を受け取る場合、会議録の内容をしっかりと確認したうえで受理する。⑤マン

ションの場合、管理人の指示で資料を投函したことで、未説明にもかかわらず「辞退等」になっています。それで説明が終わったとする扱いはやめること。を求めました。

「中低層マンション防災会設立への区の補助金制度制定に関する請願を採択

請願は、赤坂地区においては大半が「中低層マンション」であり、区が既に「高層マンション」への防災会に対して補助制度を適用しているが、それと同様な補助制度を「中低層マンション」に対しても制定してもらいたいとするものです。党議員団は、これまでも6階以上で100戸以上となる高層住宅だけでなく、100戸以下の中層マンションについても防災資機材の助成を行うよう求めるなど、中層マン

ションへの支援を求める質問を繰り返して行ってきました。

「赤坂地区防災ネットワーク」より、昨年の第2回定例会に提出され、共産党委員が採択を主張したものの、他の委員が継続を主張したため継続審査となっていたものですが、今回全会一致で採択されました。

